

第1回農業生産工程管理（GAP）の共通の基盤づくりに関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成21年8月5日（水）14：00～16：15
2. 場 所：農林水産省三番町共用会議所
3. 出席者：別紙のとおり

（1）開会

< 深井技術普及課長の進行により検討会開会 >

（2）挨拶

（小栗審議官）本日は御多用の中、第一回農業生産工程管理（GAP）の共通の基盤づくりに関する検討会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、農政の推進に御指導・ご尽力頂いていることに関し、改めて御礼申し上げます。

本日のテーマである農業生産工程管理、これをGAPと言っておりますが、もともとの意味である適正な農業の実践ということでも分かりますように、農業者が行います農業生産をいかに適正なものにしていくのかということでもあります。その取組を消費者や実需者の信頼の向上につなげるためには、科学的な知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた、より高度な取組内容を有するGAPを推進する必要があると考えております。特に、法令や、リスク低減の指針の内容等を適切にGAPへ反映させる必要があると考えております。

昨年開催した「GAPの推進に係る情報交換会」においても、国が、我が国のGAPに共通して求められる事項を整理し、標準化を進めることとされたところであり、この度、本検討会を開催し、我が国におけるGAPの共通の基盤として標準的なGAPの作成に向けた検討を行うこととしたところです。この標準的なGAPについては、我が国の農業のあるべき姿を示すものとして活用を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

（3）委員の紹介

< 深井技術普及課長より委員及び代理出席者を紹介 >

（4）検討会の進め方について

（深井技術普及課長）資料2の開催要領に沿って検討会の目的と検討事項、及び検討の進め方について説明させていただきます。

本検討会では、現在、国内で様々なGAPの取組が進められており、生産者は取引先により異なったGAPの実践を求められる場合があるなど、生産者の負担が懸念されるためこの

軽減を図るほか、消費者や実需者の信頼の向上につながる GAP の推進を行う観点から、食品の安全性向上や環境保全、労働安全に係る標準的な GAP の策定を行うこととしております。

この標準的な GAP は科学的な知見に基づくリスク管理措置や国の指針等の内容を適切に反映し、かつ、食品の安全性等に関する消費者・実需者等のニーズに応え得る、より高度な実践が求められる GAP の共通基盤部分に関するガイドラインとなるよう作成することとしております。当面は米、麦、野菜等を対象として検討を進めることとします。なお、今後、このための専門的事項についての調査検討を行うため、専門委員を置き、委員の一部と専門委員からなるワーキンググループを設置するものとします。

検討会の座長は設置要領に基づき澁澤委員をお願いしております。以後の議事の進行について座長をお願いいたします。

(5) 議事【標準的な農業生産工程管理 (GAP) の作成について】

(座長) 座長をさせていただく東京農工大の澁澤です。議事を進めるにあたり、座長として少し挨拶をさせていただきたい。農業機械学会の会長をしており、農業機械の技術に関する仕事をしています。EUREPGAP のボードメンバーに友人がおり、いろんな情報を持っている。また、埼玉県の農家の方と GAP について勉強しながら進めている。こうした経験を活かし、各委員の意見を踏まえながら検討会をすすめていきたいのでご協力願いたい。

今回は、意見を整理しながら焦点を絞って議論を進めることとしたい。

議事に入る前に、今各委員から自己紹介をお願いしたい。GAP は農家がやるものであるが、それぞれの立場から GAP に対する考えをお聞かせ願いたい。

(植原委員) イオン株式会社の植原です。入社来、大半を農産物に関わる仕入れや商品開発、規格開発に関わる仕事をしてきた。先般、弊社では地域行政と連携しながら農業の生産にも関わる事業も始めたので、生産者の立場からも GAP を考えていきたい。また、GLOBALGAP のフルーツ&ベジタブルセクターコミティの委員と SQF のテクニカルアドバイザーカウンスルの委員などをやっているの、国際的な情報も検討会に役立てていきたい。

(壽原氏) 日生協の内山委員の代理の壽原です。生協産直では 2002 年の産直偽装事件があり、生産、中間流通、小売それぞれの立場でやるべきことをしっかりやるということで青果物品質保証システム構築の一環として GAP の取組を進めてきた。対象は生協のプライベートブランドでもある産直から始めようということやってきた。GAP も新たな段階に入るの、日本生協連としてもご協力させていただきたい。

(大橋委員) JA 全中の大橋です。関係団体と連携しながら食の安全・安心に力を入れて取り組んできているところ。残留農薬の問題などもあり、生産者としても消費者を意識して取り組まねばならない状況に入ってきたという認識。JA グループでは生産履歴記帳運動を推進しており、ほぼ全 JA でなんらかの取組がなされているところ。それを前提に GAP

の手法に一步前進できればと働きかけている。共通の基盤ができれば、生産者には良い励み、目標にもなると期待している。

(岡田委員) 横浜丸中青果の岡田です。市場で青果の卸売りをしており、中間流通業者ということで、生産者の取組を消費者・小売業者に伝える立場にあるので、分かりやすい一つの基準での取組を伝えられる方が負担は少ない。また、適正農業規範は適正流通規範等へつながっていくということ踏まえて作るべき。中間流通も出来ていないのが実情であるが、衛生管理されたものを受け取って次にお渡しすることを業界としてもやっていく必要があると考えている。

(久保井委員) J A うつのみやいちご専門部長の久保井です。生産農家は私一人であるので、一生産者として見解を示したい。

(副島委員) 全国農業改良普及支援協会の副島です。協会では普及指導員への情報の提供や、普及指導員の資質の向上に取り組んでいる。今年から GAP の情報をデータベース化して提供しようということで取組を始めたところ。普及指導員へのアンケートでは、いろいろな GAP があるので、なにをどう普及すればよいか悩んでいるという声がある。そういう意味で、今回のある程度統一された GAP を作るというのはこれに応えることになるのではないかと思う。

(神藤氏) 埼玉県の高橋委員の代理の神藤です。平成 13 年に H A C C P の考えを取り入れた自主管理マニュアルを策定。それ以降、食品安全に特化した形で GAP に取り組んできた。生産者自らが問題点をチェックし、改善していくという手法として進めてきた。今後の方向としては、安全の確保だけでは農家のモチベーションがなかなか上がらないので、経営改善、コスト低減に対する対応が必要と考えている。また、トレーサビリティ等と連動した取組が相応しいと考えている。GAP の推進に当たっては、常に、改善し続ける手法として進めていきたい。

(武田委員) 日本 GAP 協会の武田です。同協会は、平成 17 年に二人の農業生産者が発起人となり、日本で本格的な GAP を普及させるための団体として設立された。平成 20 年以降は、小売・流通業界も加わり、農業界と農産物流通業界が協同で J GAP を開発、運営していく組織となっている。検討会の議論を始める前に、委員の皆さんの共通認識として持って頂きたいのは、日本の GAP の普及は民間が先行し、主導してきたという事実である。例えば、平成 14 年からイオンが、平成 15 年から日本生活協同組合連合会が GAP を本格的に始めている。その後、平成 20 年からは日本 G A P 協会に民間の GAP 関係者が集まり、民間主導で業界統一の GAP を作ろうと言うことで、技術委員会というワーキンググループも設置し、既に一年間議論を進めてきたことはご理解いただきたい。生産者、農業法人、農協、流通業者、小売業者、みんなで「信頼できる農場管理とは何か」を議論し、JGAP づくりを進めている真っ最中だということをご認識いただきたい。今回の検討会の結果が、民間の取組を阻害しないように、むしろ助長するように議論が進むよう期待したい。

(鮎川氏) J A 全農の山田委員の代理の鮎川です。食の安全・安心については重要事項と

してJAグループ全体で取り組んでいる。GAPは与えられたチェックシートにチェックするというのではなく生産者が自ら考えることが重要。また、生産履歴記帳運動や安全防除運動をやっているの、これらをベースにやれることから徐々にレベルアップしていこうと考えている。今回策定する共通基盤がレベルアップの目標や参考になればよいと考えている。

(座長)ありがとうございます。かなり幅広い取組で、具体的に既に進行しているものもあるということがご理解いただけたかと思う。これをさらに助長して進めていくということで検討会の取りまとめるものが、それぞれを励ますということになれば良いと思う。それでは事務局から資料の説明をお願いしたい。

(中島技術普及課課長補佐)資料3について説明いたします。GAPについては、生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善に結びつける手法と定め、平成23年度までに2千産地においてGAPの導入を目指すとの目標を掲げ、普及啓発や補助事業による支援を実施してきました。こうした取組や、関係者の御尽力により、GAPの取組は着実に増加しています。一方で、様々な主体がそれぞれ独自のGAPを推進しており、各GAPの取組は多岐に渡っている状況にあり、農業者は取引先により異なったGAPの実践が求められるなど、負担が懸念されます。また、GAPの取組を消費者や実需者の信頼の向上につなげていくために、科学的知見や消費者、実需者等のニーズを踏まえたより高度な取組内容を有するGAPの推進が必要であります。特に、食品安全の観点からは、法令に定めのある事項に加え、農林水産省が策定する危害要因毎のリスク低減の指針等を各GAPに適切に反映させる必要があります。また、環境保全や労働安全についても法令や指針等を各GAPに適切に反映させることが重要です。

昨年、農水省が開催した「GAPの推進に係る情報交換会」の取りまとめにおいても、国が食品安全、環境保全、労働安全について共通して求められる事項を整理し、標準化を進めるなど、共通の基盤づくりを進めることが適切であるとされたところです。また、関係者が共通の認識を持つため、資料の9ページにあるようなイメージ図も定めているところです。標準的なGAPの作成については、開催要領に基づいて進めますが検討に当たっては、

より高度な内容の実践と実行可能性の確保、実行内容の検証の容易さ、選択制の許容、発展性、参考情報の付記、等の事項に留意して進めて参ります。また、その他必要な事項があればそれについても留意して進めます。p11は国が定める法令事項や指針等を事務局でまとめたものですが、これらを標準的なGAPに適切に反映させる必要があると考えており、こうした法体系を整理した上で検討を進めたいと考えております。

p12は管理点の設定のイメージということで作ったものですが、必要なポイントは何かを整理した上で、管理点を検討したいと考えております。その際は内容を具体的に規定するとか、複数の選択肢があれば複数の方法を設定するといった留意点に基づく配慮を行うこととしたいと考えています。

(浜谷農産安全管理課課長補佐) 資料4について説明いたします。食品のリスク管理に関しては、平成17年8月にリスク管理の標準手順書を作成し、これに基づいて進めています。この中で、平成18年、19年に優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質及び有害微生物を選定して実態調査やリスク管理措置の検討を進めています。その中で麦のカビ毒については平成20年12月にリスク低減指針を公表したところです。その他の危害要因についても科学的情報に基づき、生産現場での実効性も考慮した上で、指針を作成していく予定です。また、今後も継続的にモニタリングを行い、適宜リスク管理措置の見直しを行っていきたくて考えております。

(多田農業環境対策課課長補佐) 資料5について説明いたします。農業の環境に関する取組については現行の食料・農業・農村基本計画において、「我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進する」と盛り込まれことに基づき、農業環境規範を策定し、農水省の補助事業の要件などにして推進を図ってきたところです。内容としては、作物の生産部門と、家畜の生産部門に分かれております。作物の生産については、土づくりの励行、適切で効果的・効率的な施肥、効果的・効率的で適正な防除、廃棄物の適正な処理・利用、エネルギーの節減等を定めています。こうしたことを農業全体に広めていこうということで推進を図っているところです。

(吉田農業生産支援課課長補佐) 資料6について説明いたします。農作業中の死亡事故に関しては、毎年400件前後発生しており、重要な課題として取り組んでいるところです。現在、農作業安全に向けた取組は安全な農業機械の供給、農業機械の安全な使用に関する啓発、保険への加入などの事故発生時の保証の3本の柱で進めています。このうち啓発活動については、平成14年に「農作業安全のための指針」を作成し、推進しているところです。

指針は基本的事項と、機種グループ別事項に分けて整理しており、基本的事項については、酒気帯び作業の禁止等の一般事項、安全管理体制の整備、危険箇所での作業、安全で快適な作業環境、機械の導入・利用・管理等、燃料・農薬等の管理、道具の安全管理について設定しています。また、機種グループ別事項については、それぞれの機種について、生産工程毎に注意事項を整理しています。

(座長) 次に入る前に事務局に宿題をお願いしたい。GAP (Good Agricultural Practice) はプラクティスであってデータではないが、どういう農業をGAPと呼ぶのかという理念、用語の意味については取組主体毎に異なるので一覧表に整理してほしい。管理点の検討を行う前にその理念があってはじめて実行できるので、どのような定義があるのか、共有して必要なものは議論したい。植原委員と武田委員も協力願いたい。

<座長の発言を受け、武田委員よりFAO、欧州小売業組合、農林水産省によるGAPの定義を整理した資料を机上配布。>

(座長)ありがとうございます。以後、自由な質疑ということをお願いしたい。

(久保井委員)GAPをやると付加価値がでるのかという話が生産者から出てくるのが実態。JGAPの研修を受けたが、管理点が130項目あり、栃木県のイチゴ用は28項目でJGAPのいいところ取りをしたという気がしている。普及させるには生産者が取り組みやすい体制を作ることが必要。農水省が肩書きを作ると全員がやらねばならないという印象になるので、農水省のGAPは基本内容のみにして、他の都道府県・団体がアレンジして使うようにする方が普及は進みやすいのではないかと。

(副島委員)GAPはいきなりレベルの高いものに取り組むのではなく、ステップアップしていくことが必要と考えており、自分の今やっていることがどの程度のレベルなのかがわかるような共通的なGAPがあればそれを目標として頑張れるので、その意味で意義がある。また、GAPは産地毎にいろいろな取組があって良いと思うが、それを前提に共通的なものがあると良い。ただし、標準的なGAPとうよりは点検項目と言った方が適切かも知れない。法令遵守は当然として、指針等が盛り込まれた基準ということが良いと思う。

(座長)GAPの構成要素のうち環境負荷については、どのように農場管理をしてほしいかという要請や規準がある。また、農作業安全に関しては、農作業中に毎年400人、農業機械関連では300人の方が亡くなっており、無くしていかなければならない。こうした問題は、GAPに取り組む際に必ずクリアしなければならない。これまでのGAPの議論の中で、農業現場で実践すべきことの柱として食品安全以外にこうした指針等を紹介いただいたのは初めて。

(植原委員)GAPは食品安全や環境保全を実現するためのツールと考えている。ツールである以上はそれらを実現させないと意味がない。これまでそれらを改善する農業技術の研究された成果があるので、それを使って食品の安全(基準)等が実現されるべきである。今日は、昨年のGAP情報交換会で取りまとめられた次世代(次の段階)のGAPのイメージが実感できて感動している。個々の基準を具体的に、客観的に、科学的にそれらを達成できるものにしようとしており、これまでのGAPの概念を進化させたものであると評価。技術の未確立な分野もあると思うが、できるところからやれば良いと思う。世界に胸をはって発信できるGAP作りに貢献したい。また、グローバルなGAPへの採用も働きかけたい。

(武田委員)資料3では、GAPに関する法令や指針をまとめていただき、目的毎に整理されているが、JGAPでも同じことをやって苦労したところ。JGAPには労働安全の消防法などは抜けているので、農水省からこうした資料を提供いただくなり、定期的にこういう場を設けて新しい指針などの情報を提供いただけると、JGAPだけでなく、それぞれのGAPを開発、運営する者にとっては大変助かる。資料4についても有害化学物質、病原微生物のサーベイランス・モニタリングは早くその結果が見たい。それらのデータを基に、実際の農業現場で実行可能な取組に翻訳し、JGAPの中にしっかり反映させていきたい。

今回の議論にあたり、何点か論点の提示をしたい。まず、要領を見ると、国内に様々な

GAP があり取組が多岐にわたる現状にあることが問題であるため、是正するために標準化をしたいという趣旨が検討会にはあると思う。民間については既に検討を始めていると紹介したが、都道府県や市町村でやっている GAP、JA でそれぞれ作っている GAP もあり、議論の先にあることかもしれないが、農水省の行政指導や JA の組織内の問題として議論して頂きたいと思う。

この問題解決にあたって、なぜばらばらになってしまったのかということについては、その原因を議論しないと、標準化や統一化をやっても、また同じことが起きてしまう。問題の一つに GAP の定義の問題がある。農水省の定義では、GAP の管理点を自分で決めて良いという方針のため、GAP の基準がばらばらになってしまう。ばらばらになることが良いか悪いかは別として、原因の一つとして定義の問題があったのではないかと思う。GAP は海外が先行してやっていたものなので、それらも参考にして日本の GAP の定義を再度議論した方が良い。

次に GAP の和訳であるが、現在は「農業生産工程管理」となっており、GAP の Good が抜けてしまっている。本来は、環境や食品安全のために求められる適切な農場管理であるはずが、「適切な」を意味する Good が和訳から抜けたために不十分な GAP 基準や何のためにやるのか分からない GAP が量産されてしまったのが現状だと思われる。このため、検討会では GAP に求められる要件は何であるかについて、まず議論できれば良いと思っている。

(座長) ただいまの意見は議事概要に残したいと思う。先ほど事務局へ依頼した一覧表を次回見ていただければ一目瞭然であると思う。ただ、先ほど武田委員から提供いただいた資料で、英文と日本語訳が違っている部分がある。GLOBALGAP の定義の訳であるが、sustainability (持続性) の中身は environmental (環境面)、economic (経済面)、social (社会面) で、これを実現させるための practice (実践) が Good Agricultural Practice であり、result in つまり結果として safe and healthy food (安全で健康的な食品) が作られるのであって、安全で健康的な食品を作るための practice (実践) ではない。これがオリジナルの GAP の定義。ただ、農家は流通や小売りに売らなければならないので、現実的にはニーズに合わせて安全などを言わなければならない部分もあるが、日本語訳が安全な食品を作るためと強調されているのは問題である。適正な農場管理が本意である。このあたりも事務局で整理し、報告願いたい。この検討会の主題ではないが大事なポイントであるので、少なくとも共有するようにしたい。

(神藤氏) 安全性を議論する上で大事なことは危害がどの程度発生するかということであり、それを適切に管理することがリスク管理ということになる。国の説明ではハザードの説明であって、量的なものが示されていない。ハザードに対する対応を全てがやらなければならないのではなくて、リスクに応じて行えるような、データベースがあると良い。環境保全と労働安全の 2 つに加え、更にコスト低減や品質を向上させるためにどのような手法があるのか、こういったことも整理してデータベースとして作ってほしい。その上で、

農水省の定義にあるような生産者自らがP D C Aサイクルをやっていくという方法が日本版のGAPを考える上で良いのではないか。例えば、麦のDONについても、どの程度心配すれば良いのか知る必要がある。残留農薬の摂取量は植物が元々持っている天然農薬の一万分の一しかないと言う説もある。リスクの量的な捉え方をしないとあらゆるリスクに対応しなければならなくなるので、そう言った指針をお願いしたい。

(浜谷農産安全管理課課長補佐) リスク管理措置が必要かどうかは、汚染実態と食品消費量から計算される摂取量を耐容摂取量と比較しながら判断する。サーベイランスの結果を公表する際にも、平均的な食生活に照らし合わせて有害物質の摂取量を計算して、耐容摂取量と比較してどの程度かを合わせて公表している。

(座長) 重要なポイントとしてリスクのエビデンスと、法令基準との間にギャップがある。その2つを同時に生産者に伝えた方が良いということだが、どういう形でアナウンスすることになっているのか。

(浜谷農産安全管理課課長補佐) 健康被害に係る科学的な情報についてはリスクプロファイルの中で説明している。毒性に関して言えば安全係数も係ってくることや、平均的な食生活を考慮して有害物質の摂取量を計算していることも同様に記述している。

(小栗審議官) リスク低減指針の策定においては、リスクプロファイルの内容も織り込んだ上で、指導的なマニュアルということで出している。

(岡田委員) ここまで情報収集されている内容を、テーブルに出していくことは大事。それから、取組に多様性があるという話については、ツールとしてGAPを考えた場合には多様な取組があってしかるべきと理解しているが、中間流通や小売りと連携して衛生管理をやっていく中では、共通言語として、一定のベンチマークというかレベルの目あわせが必要になる。簡単に言うと、出荷物一つ取っても産地の皆さんと出荷の規格基準の目あわせを毎年行っている状況。ベンチマーク的なものがあつた方が、小売りや消費者に伝えやすい。

また、海外では国や州単位で独自のGAPがあると聞いているが、農水省も海外のGAP調査事業をやっているので、そのような事例や、事例がある場合には体系化がどのようになされているのかについて、知見があれば紹介をお願いしたい。

(座長) 農家の負担になるのも良くないが、日本だけが井の中の蛙でやっていくわけにもいけないので、CHINAGAPもあるし、いろんなところでやっているの、その整理をして、世界のGAPの中で、日本のGAPがどのような位置にあるのかが分かるような資料にしてほしい。ベンチマークについてはスペインなどいろいろなところにあるが、植原委員、武田委員も情報があれば提供願いたい。必ずしもGLOBALGAPが世界共通というわけではなく、地域毎に大事な取組についてはベンチマークということでやっており、世界には多様なGAPがあるので検討会では情報を共有できればと思う。

(大橋委員) 全中としてはいろんなGAPがあつていろんなレベルがあることについてはそれで良いと思っている。共通版は最低限取り組むべきものを作るというイメージもあるが、

実際には産地間競争も激しくなっていており、農産物を売り込もうとより高いレベルの GAP に取り組もうとする産地もあり、そうした動きを阻害しないようにしていただきたい。ただ、全国的にみれば、まだまだこれからというところもあり、そういう意味では一つの目標となるものとしてほしい。全国的なバランスを見て上手くやってほしい。

(座長) 全中から全国の代表的な取組を報告願いたい。全中は GAP の実施主体の組織であるので、こういうものであれば取り組むというものがあれば、重要な参考資料になる。

(壽原氏) 都道府県や市町村レベルの GAP があるし、レベル差もあるのでその一覧もほしい。農水省、都道府県、民間の取組がどういう実態になっていて、それぞれ共通性があるのかなのかということが議論の取りかかりとなる。昨年の情報交換会の宿題にはこの部分が抜けていて、これを共有化した上で、今回の検討会の議論ができるのではないと思う。

(座長) 可能な限り集め、エビデンスに基づく標準的な GAP の考え方を進めたい。

もう一点問題提起がある。知的財産からのアプローチであるが、農薬散布を 3 回という基準でやっているところを 2 回にした場合、1 回減らすことは農家のノウハウである。これは知的財産にあたるので、3 回を遵守したことは説明しても、2 回にしたとか、1 回にしたとかについて説明する必要はない。ノウハウを教えるにあたっては、通常は対価を求めるものであるが、GAP で確認を行う者が台所まで入って聞いて聞いた場合には、農家はということが分からないので、聞かれると情報を出してしまう傾向がある。農水省では知的財産戦略を定めている。我が国の大事な農業技術のノウハウの部分がここにも隠されており、GAP をやるとそこに入っていき可能性がある。

(武田委員) 都道府県などから JGAP の認証を取った農場に見学に行きたいという要望があるが、今年に入ってから JGAP 認証農場から断られるケースが増えてきている。つまり、GAP の具体的な取組方法は自分たちのノウハウであるとの認識が高まっているわけで、適切な農場管理のためにいろいろな工夫をしており、見せたくないと言う方も増えてきている状況。JGAP は団体導入するテクニックがあるが、団体導入するノウハウというと相当なノウハウであるので、特に認証取得団体は一般には見せたくないと言う方が増えてきたと思う。日本 GAP 協会が行っている JGAP 現地研修を受け入れてくれる農場や団体も探しにくくなっている。

(座長) 農水省の知財戦略と基本計画を次回準備願いたい。議論にはならないが、法的にも制度上も施策上も農水省の重要な戦略であるので参考になる。

(齋川氏) これまで GAP については産地ごとの独自の取組としてきたところを、今回科学的知見に基づく内容をやっていただけるということで今後の普及に役に立つと思う。ただ、こういったデータをいかに農家の方に伝えるかということについてはどうかと思う。農家の方はメリットを求める。どのように生産者に伝え、啓発するのかで悩む普及担当者は多い。今回出されたデータは食品安全や環境保全に係るものであるが、その他にも農家の経営改善につながるものや、品質の向上につながるものなど農家のメリットになるものがあ

っても良いのではないか。

(神藤氏) 食品安全 GAP に関してはリスク管理が一つの目的であり、また、問題があった際に説明できるということ等がメリット。労働安全とか環境保全についても法令遵守がその基本にあると思うが、生産者にとってはコスト削減や品質向上など経済的メリットを得たいというのがモチベーションとしてあるのだと思う。GAP を進める上で、大切なことは、指導者をどう育成するかであり、指導者がデータベースを持って、生産者自らが解決策を見いだす方向に導いていくことを基本にするのが良いのではと思う。その点からすると農水省の GAP の定義は良いのではないかと思う。

(座長) 大きなモチベーションになるのは、収益。GLOBALGAP、FAO の双方とも経済的に成り立つことが書かれており国際標準である。これを日本に持ち込むと必ず高品質のものを高く売って儲かるということになるが、農水の原案の中には、食品安全、環境保全、労働安全のみで、書かれていない。他の施策で十分対応しているが、必要であればオプションとして農水省から提案頂くとすることで、GAP との関係で農家のモチベーションを刺激する施策があれば精査して提出いただきたいという趣旨の発言と理解して良いか。食品安全、環境保全、労働安全のみであると不十分で、コストや収益性を含めたものを農家は求めているということであるが、標準的な GAP の範囲を広げた方が良いということか。

(神藤氏) あれば良いということ。生産者が選ぶためのデータベースがほしいということ。標準的な GAP にいれるかどうかは検討会の議論に任せたい。

(座長) 取りまとめの際には参考資料として作ることになると思う。

(深井技術普及課長) 共通基盤のイメージについて、ガイドライン的なものができた際には、資料の赤い枠で示している部分の項目がこれにあたるが、既存の取組で既にその項目に取り組んでいる状況であれば、赤い枠の外側への拡大に取り組んでいただくということである。一方で、赤い枠の項目がまだ反映されていないものであれば、これを目標としていただき近づけていくという考え方である。この様なイメージを持っていただきたい。

(座長) この赤い線の枠組みが最終的にどのような形になるかについては、今後の議論で変更もあり得ると言うこと。

(久保井委員) この標準的な GAP は、GAP をやってない産地にやらせるためのものなのか、やっている産地のレベルを上げるものなのかで作り方が変わってくるが、定義はどうか。

(深井技術普及課長) これまでは、GAP の概念や手法自体を普及するということで、基礎 GAP を策定し取り組んできた。以前は GAP の取組産地がわずかであったが、様々な関係者の御努力によって、現在、GAP 導入産地は 1572 産地まで進んできた。本検討会では、食品安全、環境保全、労働安全について各 GAP の共通基盤を作成し、各産地がより高度な取組にチャレンジ出来るような内容を考えていきたい。

(武田委員) 検討会で標準的な何かを作るという議論をしており、こういったレベルのものが出来るかはこれからの議論次第だと思うが、出来上がったものをどう扱うかについて

先にお示し頂くか、議論すべきだと思う。そうでないと、せっかく作っても、それを単純に参考資料として世の中に出すだけでは、本来の検討会の目的であるバラバラな状態を是正できないということも起きうる。また、逆の意味で、法律化するとか、直接支払いの要件にしてインセンティブを与える予算を作って強制力を持たせるつもりなのか、そういったことを事前にお答えいただきたい。

(深井技術普及課長)検討会の標準的なGAPはガイドラインとして作成するものであって、法的な強制力を想定しているものではない。ただし、ガイドラインとして定めるものなので、全国に普及を図っていきたいと考えている。また、これまでも、各産地でのGAPを普及させるための支援事業に取り組んできたが、継続できるようにしていきたい。

(座長)標準的なGAPはガイドラインであり罰則はないが、行政機構が作るものであるので、施策として行政機構が動いていくときの参考書となるものと考えてほしい。

(武田委員)農水省の全国のGAP導入状況調査では産地を単位として考えているが、GAPという手法はISOやHACCPと同じ位置づけであり、本来は会社や事業所や団体といった経営体ごとに数えるべきと考えているがどうか。

(中島技術普及課課長補佐)我が国ではまとまった生産者の取組を推進しており、GAPについても産地単位で話し合いをしていただいて、進めていただくことが重要と考えており、産地単位で数を把握することも意味のあることと考えている。産地は生産者団体と言い換えても良い。また、調査は県の協力を得て取り組んでおり、実際には経営体毎に調査を行うことは難しい。

(座長)全国を取組状況を把握するために事務局サイドのデータとして出てきたと思う。検討のためには、できれば経営体毎のデータも明らかになれば良いかと思う。

今日はいろんな意見があり、事務局からもこれまでにないデータを多数提供いただいたところ。これからは、今日の議論を事務局で議事概要として整理し、各委員の了解を得た上で、ワーキンググループでの作業を進めた方が良いと思われるタイミングで作業をはじめれば良いと思う。それまでは、9月ぐらいに本検討会を再度開催し、具体的な論点を整理して作業に入りたいと考えている。このようなとりまとめで宜しいか。

(一同)異議無し。

(座長)これで事務局に司会をお返ししたい。

(6)閉会

(小栗審議官)本日は、長い時間にわたり、有意義な御意見をありがとうございます。今日賜りました意見は今後の議論の材料として活用させていただきます。今後ともご協力の程よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(深井技術普及課長)次回は9月頃をめどに日程調整いたします。本日の議事概要は各委員にご確認いただいた上で、公表させていただきます。

(以上)